

待遇決定方式の情報公開



株式会社 Aubu

弊社では、派遣労働者の同一労働同一賃金確保のための待遇決定方式として、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に基づき「労使協定方式」を採用しております。

つきましては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 23 条第 5 項の規定に基づき、下記の情報を公開いたします。

記

- | | |
|--------------------|--|
| ■ 労使協定を締結しているか否かの別 | 締結済み |
| ■ 労使協定の対象範囲 | <p>① 派遣先において土木施工管理、施工図面の作成、測量およびその付帯業務に従事する従業員。</p> <p>※なお、その比較対象は、
厚生労働省「職業安定業務統計」における
B 専門的・技術的職業 内、
09 建築・土木技術者等 内、
092 土木技術者 とする。</p> <p>② 派遣先において自動車運転およびその付帯業務に従事する有期雇用の従業員。</p> <p>※なお、その比較対象は、
厚生労働省「職業安定業務統計」における
K 運搬・清掃等の職業 内、
75 運搬の職業 内、
755 配達員 とする。</p> |
| ■ 労使協定の終期 | 令和 6 年 3 月 31 日 (以降 1 年毎更新) |

以上。